

ご存じですか？ 2つの制度

精神障害者保健福祉手帳制度 自立支援医療（精神通院医療）制度

	精神障害者保健福祉手帳	自立支援医療（精神通院医療）
趣 旨	精神障がいのある方が自立して生活し、社会参加するための手助けとなるように交付されるものです。	通院による精神医療を続ける必要がある方の通院医療費の自己負担を軽減するものです。
対 象 者	精神疾患のため、日常生活や社会生活に制約のある方が対象です。医療機関に初めてかかった日（初診日）から6ヶ月以上経った日から申請できます。入院・在宅による区別や、年齢制限はありません。	精神疾患の治療のため医療機関に通院している方が対象です。年齢制限はありません。
主 な 内 容	精神障がいの程度により1級から3級までの3段階の等級があります。	上記の医療に要した費用の1割負担が基本ですが、所得等によって負担の上限額を設定しています。
有 効 期 間	手帳の有効期間は2年です。申請に基づき2年ごとに精神障がいの状態を再認定し、更新します。 更新手続きは有効期限の3か月前から申請できます。	受給者証の有効期間は1年です。申請に基づき1年ごとに精神障がいの状態及び所得区分を再認定し、更新します。 更新手続きは有効期限の3か月前から申請できます。

※個人のプライバシーの保護には、十分な配慮がなされます。

申請の流れ

申請書等を受け取ります

申請書等は区保健福祉センター健康課にあります

福岡市精神保健福祉センターホームページからのダウンロードも可能です

手帳

自立支援医療

1. 精神障害者保健福祉手帳交付申請書
2. ①又は②

①診断書（申請日から3ヶ月以内に作成のもの）での申請
・精神障害者保健福祉手帳用の診断書（精神障がいにかかる初診日から6ヶ月以上経過した日以後に作成された診断書）

②年金証書の場合（障害年金）
・年金証書の写し
・直近の年金振込通知書又は年金支払通知書の写し
・年金照会の同意書

3. 写真（縦4cm×横3cm）

- ①写真は脱帽して上半身を写したもの
- ②白黒でもカラーでも可
- ③写真裏面に氏名及び生年月日を明記
- ④手帳の申請時から1年以内に撮影したもの

4. 更新の方は、現在お持ちの手帳の写し

5. 個人番号カード

個人番号カードがない場合は下枠をご確認ください

1. 自立支援医療費支給認定申請書

2. 診断書（精神通院医療用）…申請日から3ヶ月以内に作成のもの

病状、治療方針に変更がない場合は、2年に1回の提出

3. 世帯の所得等の状況・同意書

4. その他必要な書類

（個別の状況によりその他の書類が必要となる場合があります。おすまいの区の健康課へお問い合わせください。）

5. 更新の方は、現在お持ちの受給者証

郵送申請で、現在お持ちの受給者証原本の返送を希望される場合は、切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。

6. （状況に応じて）「保険証」「資格確認書」「資格情報のお知らせ」いずれかの写し

（マイナンバーによる医療保険の加入情報が確認できないなどにより、下記の書類が必要となる場合があります。）

国民健康保険、後期高齢者医療制度

・・・保険世帯全員分の写し

それ以外・・・申請者分の写し（被扶養者である場合は被保険者分の写しも必要）

7. 個人番号カード

個人番号カードがない場合は下枠をご確認ください

個人番号カードがない場合は、①と②が必要です

①番号確認書類

個人番号入り住民票、個人番号入り住民票記載事項証明書、通知カード（※）のいずれか1点

（※）「通知カード」は令和2年5月25日で廃止されました。

廃止後も通知カードの記載事項（氏名、住所等）が住民票と一致している場合は、引き続きマイナンバーを証明する書類としてご利用いただけます

②身元確認書類

精神障害者保健福祉手帳、運転免許証、パスポート、写真入り住基カードのいずれか1点もしくは、以下の書類から2点

自立支援医療受給者証/所得証明書/健康保険の被保険者証/介護保険の被保険者証/
住民票/生活保護証明書/年金手帳または年金証書/子ども医療証またはひとり親
医療証または障害者医療証/氏名、住所、生年月日の記載のある医師の診断書等

ご注意：手帳を診断書で申請する方で、精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療（精神通院医療）の同時申請をする場合は、精神障害者保健福祉手帳用の診断書を提出してください。ただし、手帳を年金で申請する場合は、自立支援医療用の診断書をご準備ください。

そろえた書類を申請窓口（*）にご提出ください。

手帳を交付された場合のメリット

①税制上の優遇措置が受けられます。

措置	内容	問い合わせ先									
所得税の障害者控除等	課税所得から本人、又は扶養者の等級に応じて以下の額を控除します。 ●2級・3級...27万円 ●1級...40万円 ●同居の1級の方の特別障害者控除の加算...75万円	税務署									
住民税の障害者控除等	課税所得から本人、又は扶養者の等級に応じて以下の額を控除します。 ●2級・3級...26万円 ●1級...30万円 ●同居の1級の方の特別障害者控除の加算...53万円 ※本人の等級が1～3級で、前年中の合計所得金額が135万円以下の場合、住民税は課税されません。本人の等級が1級で、前年の合計所得金額が基準額以下の場合、本人の住民税が軽減又は免除されます。	区課税課 市民税係									
利息等の非課税（マル優）	●元本の合計額が350万円までの預貯金等の利子に課税されません。 ●額面の合計額が350万円までの公債の利子に課税されません。 ※障がいの等級による違いはありません	銀行 信託銀行 証券会社 など									
相続税の障害者控除	法定相続人である障がいの者の相続税額から以下により算出した額を控除します。 ●2級・3級...（85歳に達するまでの年数）×10万円 ●1級...（85歳に達するまでの年数）×20万円	税務署									
贈与税の非課税	生活費、医療費としてその運用益を提供する信託契約（特定障害者扶養信託契約）の形で個人から贈与された以下の金額までの信託金銭等が非課税になります。 ●2級・3級...3,000万円 ●1級...6,000万円	税務署									
自動車税（種別割・環境性能割） 軽自動車税（種別割・環境性能割） の減免	申請に基づき、減免が受けられます。但し、1人の障がいの者について自動車税及び軽自動車税を通じて1台に限りです。主な減免条件は下記のとおりです。	県税事務所 自動車税 （種別割・ 環境性能割） 軽自動車税 （環境性能割） 資産課税課 軽自動車税係 （博多区庁舎9階） TEL 292-1604 FAX 292-4187 軽自動車税 （種別割）									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>所有者</th> <th>運転者</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"> ・1級の方 ・1級の方と生計を同じくする方 </td> <td> ・1級の方 </td> <td rowspan="2"> ・自動車税（種別割・環境性能割） ・軽自動車税（環境性能割） ・軽自動車税（種別割） 条件なし </td> </tr> <tr> <td> ・1級の方と生計を同じくする方 </td> </tr> <tr> <td></td> <td> 常時介護者 </td> <td> 専ら1級の方の通学・通院・通所等のために運転する場合 </td> </tr> </tbody> </table>	所有者		運転者		・1級の方 ・1級の方と生計を同じくする方	・1級の方	・自動車税（種別割・環境性能割） ・軽自動車税（環境性能割） ・軽自動車税（種別割） 条件なし	・1級の方と生計を同じくする方		常時介護者	専ら1級の方の通学・通院・通所等のために運転する場合
所有者	運転者										
・1級の方 ・1級の方と生計を同じくする方	・1級の方	・自動車税（種別割・環境性能割） ・軽自動車税（環境性能割） ・軽自動車税（種別割） 条件なし									
	・1級の方と生計を同じくする方										
	常時介護者	専ら1級の方の通学・通院・通所等のために運転する場合									

②市営地下鉄・市営渡船の割引

交通機関	対象者	割引内容	問い合わせ先
市営地下鉄	手帳1級～3級所持者 手帳1級所持者の介護者	半額割引	お客様サービスセンター TEL 734-7800 FAX 721-0754
市営渡船	手帳1級所持者で市内に居住する人（※）	全額割引	市営渡船の各旅客待合所
	手帳2級または3級所持者 手帳1級所持者の介護者 12歳未満の者及び12歳以上の小学生で精神障害者保健福祉手帳2・3級の定期旅客者の介護者の定期運賃	半額割引	博多事務所 TEL 291-1084 FAX 272-3952 姪浜事務所 TEL 881-8709 FAX 885-1022

③各種施設等の利用料金の割引や減免

次の主な市立施設等（一例）を利用する場合、手帳又は障害者手帳アプリ「ミライロID」を提示すると割引や減免が受けられます。詳しくは各施設にお問い合わせください。

(1)文化・芸術施設

- ・パピオピールーム・なみきスクエア（千早音楽・演劇練習場）
- ・福岡市博物館・福岡市美術館・福岡アジア美術館・福岡市科学館・福岡市総合図書館
- ・「博多町家」ふるさと館 など

(2)スポーツ・レクリエーション施設

- ・福岡市動植物園・友泉亭公園・楽水園・松風園・海づり公園
- ・今宿野外活動センター・ABURAYAMA FUKUOKA（油山牧場・市民の森）
- ・花畑園芸公園・さん・さんプラザ(障がい者スポーツセンター)
- ・福岡市民体育館・区体育館及び市民プール・さざんびあ博多・コミセンわじろ
- ・さいとぴあ・ともてらす早良 など

(3)その他の施設

- ・市庁舎駐車場・市営駐車場・市営自転車駐輪場・アミカス
- ・健康づくりセンター(あいれふ)・区市民センター
- ・福岡タワー・市民福祉プラザ(ふくふくプラザ) など

問い合わせ先...各施設の窓口

④市営住宅の入居申込の優遇制度

1級又は2級の手帳をお持ちの方は公募抽選における優遇制度があります。

問い合わせ先…住宅供給公社募集課 TEL 271-2561

FAX 272-5030

⑤後期高齢者医療制度への加入申請ができます。

65歳～74歳で精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方は、国民健康保険や被用者保険に代わって、後期高齢者医療制度に加入することができます。加入は任意で選択できますが、加入する場合と加入しない場合で保険料の負担や医療機関等での自己負担が異なります。

問い合わせ先...各区保険年金課、入部出張所、西部出張所

⑥生活保護費の障害者加算の認定

生活保護を受給している方の障害者加算の認定については、障害年金を受給している場合は年金証書により、障害年金を受給していない場合は精神障害者保健福祉手帳（1級又は2級の手帳で、交付日が初診日から1年6ヶ月を経過している方に限る）により行われる場合があります。必ず下記問い合わせ先へ申告してください。

問い合わせ先...各区保健福祉センター保護課

⑦福祉乗車券等の交付を受けることができます。

精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方で、福岡市に住民登録をされており、前年の所得が200万円未満（対象者が18歳未満の場合は、世帯の合計所得が200万円未満の方）の場合は、福祉乗車券（公共交通機関の助成）又は、福祉乗車証（地下鉄無料パス）のどちらかの交付を受けることができます。

問い合わせ先...各区保健福祉センター健康課

⑧福祉タクシー料金の助成を受けることができます。

精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方で、次の場合はタクシー代の一部を助成する制度があります。ただし、施設入所者・入院中の人は除きます。

- ・18歳以上…本人及びその配偶者がともに市民税非課税の場合
- ・18歳未満…保護者の属する住民基本台帳上の世帯全員が市民税非課税の場合

(一般車：一乗車につき500円、ワゴン型：30分までの時間運賃分を助成)。交付枚数は、申請月によって異なります。(一般型：年間最大55枚、ワゴン型：年間最大48枚)

問い合わせ先...各区保健福祉センター健康課

⑨福岡市重度障がい者医療費助成を受けることができます。

精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方は、重度障がい者医療費助成を受けることができます。ただし、精神科病床への入院にかかる医療費は、助成の対象とはなりません。

申請により認定を受けた方には「障がい者医療証」を交付します。病院等の窓口で医療証を提示すると、保険診療にかかる医療費の自己負担相当額(全額)が助成されます。

※次に該当する方は、助成を受けることができません。

- ①生活保護を受けている人
- ②3歳未満の乳幼児で、子ども医療の助成を受けることができる人
- ③65歳以上75歳未満で、後期高齢者医療制度に加入していない人
- ④障がい者本人の前年(1月から9月の申請の際は前々年)の所得(一定の控除後の額)が一定額(特別障害者手当の所得制限額に準拠)を超える人
- ⑤配偶者の前年(1月から9月の申請の際は前々年)の所得(一定の控除後の額)が一定額(特別障害者手当の所得制限額に準拠)以上の人

〈申請に必要なもの〉

- (1)健康保険証(2)精神障害者保健福祉手帳(1級)

※所得証明書が必要となる場合があります。

問い合わせ先...各区保険年金課・入部出張所・西部出張所

⑩NHK放送受信料の減免

全額免除	半額免除
手帳所持者がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市民税非課税の場合	手帳1級所持者が世帯主で受信契約者の場合

〈手続きについて〉

NHKへ申請書を提出

申請書は各区保健福祉センター健康課にも設置

問い合わせ先... NHK 0570-077-077

⑪その他

福岡県の施設、西鉄電車・バスなどの各交通機関、携帯電話の利用料等の減額については、各施設等にお問い合わせください。

申請窓口（＊）

名 称	所 在 地	電 話 FAX
東区保健福祉 センター健康課 健康づくり係	東区箱崎 2-5 4-2 7	645-1079 651-3844
博多区保健福祉 センター健康課 健康づくり係	博多区博多駅前 2-8-1	419-1092 441-0057
中央区保健福祉 センター健康課 健康づくり係	中央区舞鶴 2-5-1-6 階	761-7339 734-1690
南区保健福祉 センター健康課 健康づくり係	南区塩原 3-2 5-3	559-5118 541-9914
城南区保健福祉 センター健康課 健康づくり係	城南区鳥飼 5-2-2 5	831-4209 822-5844
早良区保健福祉 センター健康課 健康づくり係	早良区百道 1-1 8-1 8	851-6015 822-5733
西区保健福祉 センター健康課 健康づくり係	西区内浜 1-4-7	895-7074 891-9894

郵送申請の送付先

〒812-8591（※住所記載不要）
福岡市行政事務センター 行

※最新の郵便料金をご確認のうえ、料金の不足がないようお願いいたします。

福岡市精神保健福祉センター

福岡市中央区舞鶴 2丁目 5-1 あいれふ 3階

☎ 7 3 7 - 8 8 2 5